

こども誰でも通園制度について

【担当省庁】内閣府

国においては、両親の就労要件等により保育所等に就園できない0歳から2歳のこどもが月10時間の利用上限枠の範囲で保育所等に通園できる「こども誰でも通園制度」を、令和8年度から全市町村で実施することとされている。

同制度は、利用上限があり、親子分離の経験が乏しいこども一人での通園の場合、在園中泣いたままになりやすいため、こどもの良質な成育環境に必要となる親以外の大人や同年齢のこども達と関わる機会を保障する観点からは、環境に慣れるまでの間、親と一緒に通園できることが望ましいと思われる。

また、子育て経験が乏しく、身近に子育ての相談をできる相手がない保護者が増えている現状においては、保護者も必要に応じて一緒に通園し、保育士等から子育ての手ほどきや、同じ子育て世代の親同士が交流するなどの「親育ち支援」を受けることが、こどもの良質な成育環境に必要である。

京都府では、モデル事業を実施し、親子通園による「子育ち」と「親育ち」の一体的な支援が、保護者の自信醸成やこどもとの愛着形成、孤立感・不安感の解消につながり、在宅育児中の良質な成育環境の構築に有効であることを確認したところである。

については、令和8年度の「こども誰でも通園制度」の本格実施に当たっては、こうした保護者への親育ち支援に対する加算等の創設及び必要な予算を確保いただきたい。

【現状・課題等】

- 0～2歳児の約6割は未就園で、子育て世帯の約7割の母親は自分が育っていないまちで子育てをし、約6割は近所でこどもを預かってくれる人がいない状況
※出典：2015年地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書
(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会)
- 「こども誰でも通園制度」の月10時間の上限枠については、国の検討会において、同制度の目的を達成するには、時間数が足りないとの指摘がある一方、親子通園にこどもの適応力向上や保護者の成長などの様々なプラスの効果があるとの意見があった。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4591)
---------------	----------------------------------

【国の事業等】

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔こども家庭庁〕2,138億円の内数

【京都府の取組】

■親子通園支援事業 25百万円

保育所等において、「子育て」だけでなく、「親育ち」を支援することにより、保護者の成長や自信醸成、愛着形成、孤立感・不安感の解消など、家庭においても子どもの良質な成育環境を整備し、子どもの育ちをより応援するため、令和6年度より親子通園支援を実施

- ▶利用者アンケートでは、約8割が「こどもの愛情が深まった」、約7割が「子育ての自信がついた」、「不安や悩みが軽減」したとの回答があった
- ▶施設ヒアリングでは、親子で通園された場合は、人見知りが強いこどもや母子分離ができていない場合であっても、こどもが安心できるため、在園中にほかのこどもや保護者以外の大人への関心を示すことが多く、保護者はその様子を見て我が子の成長を実感しやすいといった声があった
- ▶こどもだけでなく、保護者それぞれの状況にあった支援を行うためには、送り迎えの時間だけでは不足しており、親子通園中の時間はもとより、通園時間外の業務も含めると人的、時間的コストがかかる
- ▶単発ではなく、継続的な支援が重要であり、例えば、離乳食が始まったこどもの保護者は食事に関する悩み相談が多く、親子通園を継続的に実施する中で、助言した内容を自宅でも実践いただき、その結果のフィードバックを受けて次の助言に繋げるなど、保護者の成長や自信醸成までの継続的な支援が行えた
- ▶また、地域とのつながりが薄い保護者の場合は特に、継続的に保育士や他の保護者と会話できる保育所等が子育ての不安を軽減できる場所ともなっている